県

次

目

告 示

○宮城県議会定例会の招集

○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (二件)

(共同参画社会推進課)

(財

(障害福祉課)

同

(森林整備課)

同

(防災砂防課)

同

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

○保安林の指定施業要件の変更 ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出 ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

〇土砂災害警戒区域の指定

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

○開発行為に関する工事の完了

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (二件)

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 選挙管理委員会

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選

挙権を有する者の数

監査委

員

○定期監査の結果の公表

告

示

(1)

○宮城県告示第八百六十八号

行 城

宮城県議会定例会を仙台市に招集する

宮城県知事

村

井

嘉

浩

宮 (総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

政 課 ページ 二 主たる事務所の所在地 の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。 〇宮城県告示第八百六十九号 平成二十二年九月十七日、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人 特定非営利活動法人の名称 代表者の氏名 平成二十二年九月十日 平成二十二年九月十日

特定非営利活動法人

利府の杜

宮城県知事

村

井

嘉

浩

伊藤 洋子

宮城郡利府町加瀬字新前谷地五十七番地

兀 Ξ 申請のあった年月日 定款に記載された目的 することを目的とする。 自立に寄与することに努力し、障害者問題に対する社会的理解を促進 域社会の実現を目指して、障害者 (児) 福祉の向上と障害者 (児) の に、精神・知的などの障害者 (児) が自分らしく豊かに生活できる地 談援助及び日常生活上の支援や就労支援などに関する事業を行うと共 この法人は、精神・知的などの障害者 (児)、その家族に対して、

○宮城県告示第八百七十号 平成二十二年八月九日

の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人

平成二十二年九月十日

(警察本部会計課)

四 兀 \equiv

(水産業振興課)

(建築宅地課)

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 Μ Μ Μ

宮城県知事

村

井

嘉

浩

二 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 白木寛

八

八

Ξ

八

定款に記載された目的 伊具郡丸森町字町東六十九番地 この法人は、中心市街地において、町内の活性化を図り、まちづくり

済活動の活性化を進めることを目的とする。 の推進や、学術・文化・芸術等の振興を図り、情報化社会の発展と経

平成二十二年八月二十七日

○宮城県告示第八百七十一号 申請のあった年月日

兀

示する。 法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動

平成二十二年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 創る村

代表者の氏名

飴屋

主たる事務所の所在地 東松島市新東名四丁目六番地の

定款に記載された目的 この法人は、あらゆる年齢層の人に対して、芸術に基づく教育、福祉、 まちづくりなどに関する事業を行い、教育基本法前文にある「人類の

Ξ

平和と福祉の貢献」に寄与することを目的とする。

几

申請のあった年月日

平成二十二年八月二十三日

○宮城県告示第八百七十二号

示する。 サービス事業者から次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉

平成二十二年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

	五番二号 仙台市泉区南光台四丁目 山台市泉区南光台四丁目 株式会社マザーズありす	ありすサポート ボード	〇四一五五〇〇七五〇	变 更 後
八平 月成二 日二年 年	目一番十二号 仙台市青葉区鷺ヶ森一丁 ビス 株式会社豆の花介護サー	護サービス株式会社豆の花介	〇四一五一〇〇七七五	変更前
変更年月日	事業所の名称及び所在地	設置者名	事業所番号	

〇宮城県告示第八百七十三号

ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サー

平成二十二年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名

0回 回00 1	事業所番号
郡字上二〇一番地旦理郡亘理町逢隈上	所在地の名称及び
ス 児童デイサービ	サービスの種類施 設障害 福祉
動法人幸創 特定非営利活	設置者名
九平 月一日 日 年	指定年月日

○宮城県告示第八百七十四号

林の指定施業要件を変更する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安

平成二十二年九月十日

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市鶯沢南郷野山二三の一・二三の二三・二三の二四(以上三筆について次の図に示す部分に

宮城県知事

村

井

嘉

浩

限る。)

二 保安林として指定された目的

火災の防備

Ξ

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る立木の伐採を禁止する。

間伐に係るものは次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁 (農林水産部森林

○宮城県告示第八百七十五号

第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律第五十七号)

平成二十二年九月十日

域に指定する。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

称
の自因の土 種然と発砂 類現な生災 象る原害
X
域
の
所
在
地
項に必造建 関要の規物 す衝制の 事撃に構
縦
覧
場

所

_	, ,	13% 2.2	T 7 /) 10 H	۲ کلد	Œ H			77,0	<i>→</i>			TIX					712	2100	
	中在家	中在家	古屋敷沢	小野作沢	南台沢	越河東沢	打越前沢	久根妻沢	宮ノ脇沢	内の沢	沢ノ内川	沢ノ内川	沢ノ内川	沢の内沢	平中妻沢	越河入沢 2	越河入沢 1	中在家沢 2	中在家沢 1	馬湯沢
	の急 崩傾 壊 地	の 崩傾 対地	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
	在家(次の図のとおり)白石市越河平字高平、同市越河平字中	り) 白石市越河平字中在家(次の図のとお	り) 白石市越河五賀字鳥沢(次の図のとお	おり) 白石市越河五賀字小野作 (次の図のと	おり) 白石市越河五賀字太郎坊 (次の図のと	白石市越河字東入山(次の図のとおり)	白石市越河平字西 (次の図のとおり)	り) 白石市越河平字小屋舘(次の図のとお	り) 白石市越河平字明神前(次の図のとお	小屋舘 (次の図のとおり)白石市越河平字明神前、同市越河平字	り) 白石市越河平字藤内畑(次の図のとお	り) 白石市越河平字下金草(次の図のとお	り) 白石市越河平字下金草(次の図のとお	下金草 (次の図のとおり)白石市越河平字宮ノ脇、同市越河平字	白石市越河平字中妻(次の図のとおり)	り) 白石市越河平字舟清水(次の図のとお	り)白石市越河平字舟清水(次の図のとお	清水(次の図のとおり)白石市越河平字高平、同市越河平字舟	清水(次の図のとおり)白石市越河平字高平、同市越河平字舟	谷地(次の図のとおり) おして市越河平字平合、同市越河平字下 な
																				おの図のよ

東 中在家 中在家 宮下の1

۲

の急 崩傾 壊斜 地 の急 崩傾 壊斜 地 の急 崩傾 壊斜 地 の急 崩傾 壊斜 地 の急 崩傾 壊斜 地

次の図」 Ιţ 省略し、 その図面及び関係書類は、 当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所に

おいて縦覧に供する。)

中妻

中妻(次の図のとおり)白石市越河平字舟清水、

同市越河平字

り) 白石市越河五賀字宮下 (次の図のとお

山、同市越河字東 (次の図のとおり)白石市越河字桜岡山、同市越河字東後

舘山 (次の図のとおり)白石市越河平字中在家、

同市越河平字

舘山 (次の図のとおり)白石市越河平字中在家、

同市越河平字

○宮城県告示第八百七十六号

第六条第一項の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律第五十七号) 次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十二年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沢ノ内川	区域の名称
土石流	の自因の土 種然と発砂 類現な生災 象る原害
り)白石市越河平字藤内畑(次の図のとお	区域の所在地
宮城県大河原土木事務所宮城県土木部防災砂防課及び	縦 覧 場 所
	ノ内川 土石流 り) 宮城県大河原土木事務ノ内川 土石流 白石市越河平字藤内畑 (次の図のとお 宮城県土木部防災砂防

おいて縦覧に供する。) (「次の図」 Ιţ 省略し、 その図面及び関係書類は、 当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所に

告

公

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

落札に係る物品の名称及び数量(A重油 (JIS一種二号) 七十キロリットル

(4) Ξ 三丁目八番 落札者を決定した日 平成二十二年八月十日 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 農林水産部水産業振興課 仙台市青葉区本町

兀 落札金額 四百九十一万四千円 落札者の名称及び所在地 株式会社辰巳商会

塩釜市港町一丁目六番七号

五

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日(平成二十二年七月十三日

区) に係る開発行為は、その工事を完了した。 ○都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域 (工

平成二十二年九月十日

地域の名称 工事を完了した開発区域 (工区) に含まれる

=

開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)

宮城県知事

七番二、三百七十六番二、三百九十番及び三百九 名取市箱塚一丁目九十七番、百七十六番八、百

株式会社ローソン

東京都品川区大崎一丁目十一番二号

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、 次のとおり一般競争入札に付す

平成二十二年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県警察WANデータ回線サービス③ 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十三年三月一日から長期継続契約(最短契約期間五年間)

履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか二百三十か所

入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の四の規定に該当しない者であ

2 県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城

> 3 をしていない者であること る廃止前の和議法 (大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立て 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) 附則第二条によ

の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第 一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

なされなかった者とみなす

開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者 (同法附則第二条の規定によりなお の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす 更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、 従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。) であること。ただし、同法に基づく 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) 第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ

れにも該当しない者であること。 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいず

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

団員が経営に事実上参加していると認められるとき。 び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。) が暴 店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及 いう。) 第二条第六号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) である場合、又は暴力 力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」と 入札に参加しようとする者の役員等 (法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団 (以下 う。) の威力を利用するなどしていると認められるとき。 つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」とい 「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

 (\equiv) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者 (以

等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、 又は関与していると認められるとき 下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

- していると認められるとき。 入札に参加しようとする者又はその役員等が、 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
- (Ŧi) 引したり、又は不当に利用していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、 暴力団等であることを知りながら、これと取
- 8 電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に掲げる電気通信事業者である
- 9 入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記 入の上、宮城県出納局契約課管理班 (〒九八〇 - 八五七〇) 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番 入札参加資格申請場所及び提出期限 号 電話〇二二 - 二一一 - 三三三五)へ平成二十二年九月二十四日 (金)、午後五時までに提 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で

報

Ξ 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇 - 八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二 - 二二一 - 七一七一、内線二二三二)

入札説明書等の交付期限

2

宮

平成二十二年九月二十四日(金)、午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

いて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間にお 入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年十月七日 (木) までに必

- 入札書の提出期限
- 日時 平成二十二年十月十九日 (火)、午後五時まで
- 場所 1に同じ
- 載し、配達証明付書留郵便により⊖の日時までに到達すること。 朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を
- 入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(5)

- (四) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない
- 5 開札の日時及び場所

日時 平成二十二年十月二十日 (水)、午前十時

場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室

入札に参加することができない表

- 1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者
- 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五

- 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- 成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十二年宮城県規則第十九号) 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平

第二条の規定による

- 3 契約保証金 財務規則 (昭和三十九年宮城県規則第七号) 第百十三条及び第百十四条の規定に
- 求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に
- また、落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消 を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者で 費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。) あるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、最短契約期間五年間の経費総額とすること。
- 契約書作成の要否 要

者とする。

- 降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。 務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業
- 詳細は入札説明書による。

六

Summary

Item/Service Required : Service of Miyagi Prefecutural Police WAN data line ③ - 1 set

duration is 5 years) Duration of Contract: Long term continuous contract from March 1, 2011, (shortest contract

5

- Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, and other 230 Location : Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi
- Bid Deadline: 5:00 pm, October 19th, 2010
- 7171 EXT. 2232 Police Headquarters. 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan TEL: 022-221-Contact: Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural

7

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す

入札に付する事項

調達案件及び数量

宮城県警察WANデータ回線サービス④

一式

報

平成二十二年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

- 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による
- 2
- 3 履行期間 平成二十三年三月一日から長期継続契約 (最短契約期間五年間)

宮城県警察本部総務部情報管理課ほか十七か所

入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

履行場所

- 1 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の四の規定に該当しない者であ
- 県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城
- 3 をしていない者であること る廃止前の和議法 (大正十一年法律第七十二号) 第十二条第一項の規定による和議開始の申立て 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) 附則第二条によ
- なされなかった者とみなす。 の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可

- 更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、 開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす 従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。) であること。ただし、同法に基づく 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) 第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続
- 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ
- れにも該当しない者であること。 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいず なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。) が暴 団員が経営に事実上参加していると認められるとき。 店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及 いう。) 第二条第六号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) である場合、又は暴力 力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」と 入札に参加しようとする者の役員等 (法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支
- □ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図 り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団 (以下 う。) の威力を利用するなどしていると認められるとき。 つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」とい 「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持
- 等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、 下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人 又は関与していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以
- していると認められるとき。 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
- 引したり、又は不当に利用していると認められるとき。 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取
- 8 電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号) 第二条第五号に掲げる電気通信事業者である

第2189号

یے

出すること。

コすること。

出すること。

- 三 入札書の提出場所等
- 1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇 - 八四一〇(宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号)

宮城県警察本部総務部会計課調度係 (電話番号〇二二 - 二二一 - 七一七一、内線二二三二)

2 入札説明書等の交付期限

平成二十二年九月二十四日 (金)、午後五時まで。

3 一般競争入札参加資格審査

いて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間にお入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年十月七日(木)までに必

- 、入札書の提出期限
-) 日時 平成二十二年十月十九日 (火)、午後五時まで
- □ 場所 1に同じ
- 載し、配達証明付書留郵便により⇔の日時までに到達すること。(朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記(単一部送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

- □□ 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。
- 5 開札の日時及び場所
- 日時 平成二十二年十月二十日 (水)、午前十時三十分
- □ 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三○二会議室
- 四 入札に参加することができない者
- 1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 五 その他

(7)

契約手続において使用する言語及び通貨(日本語及び日本国通貨に限る)

1

- 成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十二年宮城県規則第十九号)2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平
- みる。契約保証金(財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第百十三条及び第百十四条の規定に、契約保証金(財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第百十三条及び第百十四条の規定に

3

第二条の規定による

- 求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に
- 契約書作成の要否 要
- 降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業
- 9 詳細は入札説明書による。
- 六概要

Summary

- 1 Item/Service Required : Service of Miyagi Prefecutural Police WAN data line ④ 1 set
- 2 Duration of Contract : Long term continuous contract from March 1, 2011, (shortest contract duration is 5 years)
- Location : Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, and other 17 places.
- Bid Deadline: 5:00 pm, October 19th, 2010
- Contact: Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters. 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan TEL:: 022-221-7171 EXT. 2232

選 ?挙管理委員会

〇宮選管告示第百十一号

とおりである。 える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の 要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超 七十六条第一項、 及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第 平成二十二年九月二日現在における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項 第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に

平成二十二年九月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 健

三八二二 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 三八五、〇九 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超

Ξ 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

石 泉 太 若 宮 巻・ 城 葉 林 白 選 野 牡鹿選挙区 選 選 選 選 挙 挙 挙 挙 挙 X X X X X 四九 四七、 五 七五、 五六、 五九、 六六五 九一九 八九八 六九八 一九六 六二 柴 大 東 栗 登 松 原 米 沼 田 禬 選 選 選 選 選 選 挙 挙 举 X X X X X X $\stackrel{=}{=}$ 三七 _ = _ 〇八五 〇 六 一 六一七 六九八 七八七

> りである。 第百六十二号)第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超え る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとお 平成二十二年九月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律

平成二十二年九月十日

宮城県選挙管理委員会 委員長

佐

藤

健

三八五、〇九

監 查 委 員

〇宮城県監査委員告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した公営企業会計の定期監査

平成22年9月10日

の結果は次のとおりです。

宮城県監査委員 宮城県監査委員 宮城県監査委員 宮城県監査委員 桕 区 揸 Н W * 羆 拓 筁 瓣 勘左衛門 偰 4 克 太

監査実施機関及び監査実施年月日並びに事業概要等

툽

 四紙のとおり

2 監査結果

14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて , 特に意を用いて行いました。 平成21年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の事実が地方自治法第2条第

その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に

(1) 企業局公営事業課(水道経営管理室

(内俗) 受託工事収益及び雑収益において,不適切な事務処理が認められたので,改善されたい。

(イ) 仙南・仙塩広域水道事業において,古内跨道橋耐震補強受託工事に係る受託工事収益を 二重計上したもの。

○宮選管告示第百十二号

多賀城・七ヶ浜選挙区

三四九 三八

吉 田

 \boxtimes

八九

名 白 気 塩

取

選

挙

X

九 四 Ó 六

八

美 Ш 城 理

選 選 選

=

五四七

一三、二七〇

注意をしました

遠 加 黒 宮 亘

X X X X X

<u>_</u> 九

一六七

三八五

石

刈田選挙区

七〇八 七八二

仙

沼

選

挙

X X

釜

選

挙

〇九七

選

四

五〇八

田•

伊具選挙区

(ロ) 仙南・仙塩広域水道事業の消費税の精算処理において,雑収益の計上誤りが認められたもの。

口 営業未収金の残高に誤りが認められたので、改善するとともに、未収金の管理を適正に行い 今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

前回監査において,特定されない未収金が認められ,平成18年度分収益の計上漏れ(調定漏れ)が要因であることが確認できたものの,未収金残高が修正されず,改善が認められなかったもの。

八 送水管路用地の取得事務において,買収地の未登記により,権利関係に問題が生じたものが認められたので,改善されたい。

(内容)

報

/メロドノ 大崎広域水道事務所において,昭和54年に買収した送水管路用地が未登記であったため,

(2) 大崎広域水道事務所

第三者に売却されてしまったもの

公

送水管路用地の取得事務において,買収地の未登記により,権利関係に問題が生じたものが認められたので,改善されたい。

県

城

昭和54年に買収した送水管路用地が未登記であったため,第三者に売却されてしまったもの。

(3) 病院局県立病院課

宮

各病院の入院収益等において,未収金縮減努力は認められるものの,なお過年度未収金が認められたので,引き続き収納促進及び未収金の発生防止対策を講じられたい。

平成21年度末過年度未収金 88,986,872円(こども病院を含む病院計)

参考:前年度末過年度未収金 91,696,524円(こども病院を含む病院計)

!) 循環器・呼吸器病センター

入院収益等において,未収金の縮減について努力が認められるものの,なお過年度の未収金が 認められたので,未収金の縮減に当たっては,医事部門のみならず,院内職員が互いに連携し, 組織として収納促進と未収金の発生防止対策に取り組まれたい。

(内容)

平成21年度末過年度未収金 10,104,646円

参考:前年度末過年度未収金 10,853,461円

(9)

(5) 精神医療センター

→ 入院収益等において ,過年度の未収金が認められたので ,引き続き収納促進と未収金の発生 防止対策を講じられたい。

囚俗)

平成21年度末過年度未収金 54,169,181円

参考:前年度末過年度未収金 53,121,110円

医業外収益の計上等において,不適切な事務処理が認められたので,改善されたい。

内俗()

- (4) 行政財産の目的外使用許可使用料等において,算定漏れ等が認められたもの
-)精神保健福祉相談等の受託収入において,計上漏れ等が認められたもの。
- 八 資金前渡金の精算及び返納手続きが遅延しているものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

食糧費,自賠責保険料及び車検手数料の資金前渡金の精算及び返納手続きが遅延していたもの。 もの。 当軒品等の購入において 不適切な事務処理が認められたので 今後重発しないよう対策を

二 消耗品等の購入において,不適切な事務処理が認められたので,今後再発しないよう対策を 講じられたい。

(内容)

消耗品(1件5万円未満)の全ての購入契約において,購入伺に決裁を受けずに発注していたもの。また,事務用消耗備品(1件5万円以上10万円未満)の購入契約において,購入伺が作成されていなかったもの。

がんセンター

<u>6</u>

入院収益等において,未収金の縮減について努力が認められるものの,なお過年度の未収金が認められたので,引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

(内容)

平成21年度末過年度未収金 20,258,278円

参考:前年度末過年度未収金 23,067,656円

」無

〇宮城県水道用水供給事業会計

実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課(水道経営管理室を含む) 平成22年7月16日 大崎広域水道事務所 平成22年6月11日

仙南・仙塩広域水道事務所

平成22年6月9日

H

本事業は,市町村の水道事業に対し水道用水を供給するもので,その概要は次のとおりである。

仙南・仙塩広域水 道 事 業	大崎広域水道事業	事業合
七ヶ宿ダム	漆沢ダム 1日最: 南川ダム 12万㎡	水源
1日最大 55万 3,300㎡	1日最大 12万㎡	計画給水量
1日最大 27万 9,000㎡	1 日最大 10万 1,150㎡	給水能力
仙台市,塩竈市,白石市,名取市,角田市,多賀城市, 名取市,角田市,多賀城市, 岩沼市,蔵王町,大河原町, 村田町,柴田町,亘理町, 川元町,松島町,七ヶ浜町, 利府町,富谷町	大崎市, 栗原市, 加美町, 涌谷町, 美里町, 大和町, 大郷町, 富谷町, 松島町, 大衡村 (10市町村)	供給対象市町村
平成2年度	昭和55年 度	事業(給水)開始年度

分字

쏫

¥

3 事業実績

平成21年度における事業実績は,次のとおりである。

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

事業名 給水量 事業収益 事業項用 当年度純利益 当年度純利益 当年度未処分利益剰余金 大崎事業 22,433 3,519,142 2,496,416 1,004,584 当年度未処分利益剰余金 小崎・山塩広域水道事業 80,451 14,258,788 9,677,382 4,494,143 4,494,143 合計 102,884 17,777,930 12,173,798 5,498,727 5,498,727
給水量 決算額 経営 状況 事業収益 事業費用 当年度純利益 当年度未処分利益剰 22,433 3,519,142 2,496,416 1,004,584 1,004,584 80,451 14,258,788 9,677,382 4,494,143 4,494,143 102,884 17,777,930 12,173,798 5,498,727 5,498,727
給水量 決算額 経営 状況 事業収益 事業費用 当年度純利益 当年度未処分利益剰 22,433 3,519,142 2,496,416 1,004,584 1,004,584 80,451 14,258,788 9,677,382 4,494,143 4,494,143 102,884 17,777,930 12,173,798 5,498,727 5,498,727
決算額 経営 状況 事業収益 事業費用 当年度純利益 当年度未処分利益剰 +m +m +m 1,004,584 1,004,584 22,433 3,519,142 2,496,416 1,004,584 1,004,584 80,451 14,258,788 9,677,382 4,494,143 4,494,143 80,451 17,777,930 12,173,798 5,498,727 5,498,727
決 算 額 経 営 状 況 事業収益 事業費用 当年度純利益 当年度未処分利益剰 3,519,142 2,496,416 1,004,584 1,004,584 14,258,788 9,677,382 4,494,143 4,494,143 17,777,930 12,173,798 5,498,727 5,498,727
額 経営 状況 事業費用 当年度純利益 年度未処分利益剰 2,496,416 1,004,584 1,004,5 9,677,382 4,494,143 4,494,1 12,173,798 5,498,727 5,498,7
当 状 况 当年度未処分利益剰 1,004,5 4,494,7
当年度未処分利益剰 1,004,5 4,494,7 5,498,7

- (注)1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。
- 2 決算額の金額は消費税を含むが、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

〇宮城県工業用水道事業会計

実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課(水道経営管理室を含む) 平成22年7月16日

大崎広域水道事務所

平成22年6月11日

仙南・仙塩広域水道事務所

平成22年6月9日

2 事業概

本事業は,工場及び事業所に対し工業用水を供給するもので,その概要は次のとおりである。

台北部工業用道事業	台圈工業用道事業	塩 工 業 用道 事 業	事業名
漆沢ダム	釜房ダム	大倉ダム	水源
1 日最大 5 万 8,500㎡	1 日最大 10万㎡	1 日最大 10万㎡	給水能力
大崎市,加美町,大和町,大衡村 (4市町村)	仙台市,名取市,多賀城市,七ヶ浜町, 利府町 (5市町)	仙台市,塩竃市,多賀城市,七ヶ浜町, 利府町,大和町,富谷町 (7市町)	給水区域
昭和55年 度	昭和51年	昭和36年 度	事業(給水)開始年度

) 上記以外に,仙南地域における工業用水道の水源を確保するため「七ヶ宿ダム」(取水量1日最大 5 万5,900㎡相当)の維持管理費を負担している。

事業実績

ω

平成21年度における事業実績は、次のとおりである

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

파	仙台北部工業用 水 道 事 業	仙台圈工業用水 道事業	仙塩工業用水道事業	無業	
33,843	7,339	14,370	^{∓™} 12,134	給水量	
1,584,492	498,444	364,810	_{∓⊞} 721,238	事業収益	決
1,345,739	404,228	335,406	^{∓⊞} 606,105	事業費用	算額
221,584	82,472	27,039	112,073	当年度純利益	浴
306,302	1,189,843	750,422	[∓] B 745,723	当年度未処分利益剰余金 (未処理欠損金)	当

- (注)1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。
- 決算額の金額は消費税を含むが,経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額 ▽ある.

〇宮城県地域整備事業会計

実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課

平成22年7月16日

を行っている。 本事業は,仙台港国際ビジネスサポートセンターの管理運営及び他会計に対する資金の貸付事業

ω 事業実績

平成21年度における事業実績は,次のとおりである。

平成21年4月1日 附 平成22年3月31日)

地域整備事業	事業公	
_{∓⊞} 448,586	事業収益	決算
^{∓円} 258,841	事業費用	育
188,497	当年度純利益 (損 失)	裕。
564,776	当年度未処分利益剰余金 (未処理欠損金)	当 状 況

- (注)1 金額は,千円未満を切り捨てている
- 決算額の金額は消費税を含むが,経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額

〇宮城県病院事業会計

県

実施した監査箇所及び監査年月日

病院局県立病院課 平成22年 7月16日

循環器・呼吸器病センター 平成22年 6月11日

城

精神医療センター 平成22年 6月10日

平成22年6月10日

がんセンター

事業概要

宮

本事業において経営する病院は,次のとおりである

_
及器科,消化器科, 多外科,形成外科, 3、泌尿器科,婦人
科(3科)
科,循環器 心臓血管外 豚酔科 (7科)
回

ケア病床25床)

科,眼科,耳鼻いんこう科, 放射線科,麻酔科 (13科)

成人病センター)

事業実績

ω

平成21年度における事業実績は,次のとおりである。

(自 平成21年4月1日 田 平成22年3月31日)

파	県立病院課	がんセンター	精神医療センター	循環器・呼吸 器病センター	病 院 名	
228,031	 	108,188	87,132	32,711	入院患者数 外来患者数 (延) (延)	
148,269	-	72,188	41,601	34,480		
14,031,889	40,499	8,037,744	2,836,618	[∓] ⊞ 3,117,028	事業収益	決算
13,784,652	194,889	7,867,229	2,543,200	_{∓⊞} 3,179,334	事業費用	室 客頁
92,541	154,428	71,740	281,885	_{∓⊞} 106,656	当年度純利益(損失)	絡
3,058,764	1,679,333	761,262	2,289,153	_{∓⊞} 2,907,322	当年度未処分 利益剰余金 (未処理欠損金)	状 況

- (注)1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。
- 決算額の金額は消費税を含むが,経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額
- 県立病院課における費用については,各センターへの配分は行っていない。